

【外交・防衛委員会】

外交防衛

(1) 審議概観

第146回国会において本委員会に付託された案件は、条約2件（本院先議）及び内閣提出法律案1件（本院先議）であり、条約2件を承認し、法律案1件を可決した。

また、本委員会付託の請願4種類37件は、いずれも保留とした。

〔条約及び法律案の審査〕

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職職員の例に準じて、防衛庁職員の給与の改定等を行おうとするものであり、参事官等及び自衛官のうち指定職及び本省庁課長級職員を除く職員の俸給月額、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生手当、営外居住を許可された曹以下の階級にある自衛官に支給する営外手当を、それぞれ引き上げること等について規定するものである。委員会においては、今回の給与改定に対する防衛庁長官の所見、給与改定に伴う防衛庁予算の歳出削減見込額、自衛官の処遇改善等について質疑を行い、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

1999年の食糧援助規約は、1999年6月30日に失効した食糧援助規約に代わるものであり、世界の食糧安全保障に貢献すること、開発途上国に適当な水準の食糧援助を行うこと等について定めている。委員会においては、我が国が食糧援助規約を暫定適用した理由、食糧援助及び商品協定に対する我が国の基本方針等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

1999年7月21日に国際コーヒー理事会決議によって承認された1994年の国際コーヒー協定の有効期間の延長は、1999年9月30日に終了することになっていた「1994年の国際コーヒー協定」の有効期間を2年間延長し、コーヒーに関する国際協力を継続するとともに、国際コーヒー理事会における新たな協定の交渉のために時間的余裕を与えることを主たる目的とするものである。委員会においては、新コーヒー協定作成交渉の進捗状況等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

〔決議〕

12月14日、外交・防衛委員会は、「ペルー国軍人による日本人学生殺害事件に関する決議」を行った。

〔国政調査等〕

11月9日、河野洋平外務大臣、瓦力防衛庁長官、東祥三外務政務次官、山本一太外務政務次官、依田智治防衛政務次官及び西川太一郎防衛政務次官から、それぞれ就任挨拶を聴取した。

12月14日、村山訪朝団、対北朝鮮政策、情報収集衛星、日ロ関係、中国のWTO加盟、PKO・PKF、上瀬谷通信基地返還、空中給油機、韓国済州島事件、WTO次期ラウンド交渉、ペルーにおける日本人学生殺害事件等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成11年11月9日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。

○平成11年11月11日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第67号)について瓦防衛庁長官から趣旨説明を聴き、同長官、河野外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
(閣法第67号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院、二連
反対会派 共産

○平成11年11月16日（火）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 1999年の食糧援助規約の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)
1999年7月21日に国際コーヒー理事会決議によって承認された1994年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件(閣条第2号)
以上両件について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年11月18日（木）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 1999年の食糧援助規約の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)
1999年7月21日に国際コーヒー理事会決議によって承認された1994年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件(閣条第2号)
以上両件について河野外務大臣、瓦防衛庁長官、東外務政務次官、山本外務政務次官、依田防衛政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。
(閣条第1号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院、二連
反対会派 なし
(閣条第2号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院、二連
反対会派 なし

○平成11年12月14日（火）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 村山訪朝団に関する件、対北朝鮮に関する件、情報収集衛星に関する件、日ロ関係に

関する件、中国のWTO加盟に関する件、PKO・PKFに関する件、上瀬谷通信基地返還に関する件、空中給油機に関する件、韓国濟州島事件に関する件、WTO次期ラウンド交渉に関する件、ペルーにおける日本人学生殺害事件に関する件等について河野外務大臣、瓦防衛庁長官、東外務政務次官、依田防衛政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

- ペルー国軍人による日本人学生殺害事件に関する決議を行った。
- 請願第1号外36件を審査した。
- 外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨

1999年の食糧援助規約の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（先議）

【要 旨】

1967年（昭和42年）当時、世界の小麦貿易量の約3分の1が通常の商業的取引の枠外で援助として取引されていたことを踏まえ、貿易に悪影響を及ぼすことのないよう確保しつつ、開発途上国における食糧不足を緩和するための食糧援助を実施していく必要性が認識されるようになった。その結果、「1967年の国際穀物協定」の構成文書の一として「1967年の食糧援助規約」が作成され、以後累次にわたり更新されてきた。「1995年の食糧援助規約」は、その有効期間が本年6月30日までとなっていたことから、世界の食糧問題への取組に関する1996年（平成8年）の世界食糧サミットにおける検討及び食糧援助の水準について再検討する旨の世界貿易機関における合意等を踏まえ、食糧援助委員会において新たな規約の作成交渉が行われ、本年4月13日にこの規約が作成された。

この規約は、前文、本文27箇条、末文及び2の付表から成り、主な内容は次のとおりである。

- 1 この規約は、次のこと等により、世界の食糧安全保障に貢献すること及び開発途上国の食糧上のニーズに対応するための国際社会の能力を改善することを目的とする。
 - (1) 予測可能な方法で適当な水準の食糧援助が供与されるようにすること。
 - (2) 供与される食糧援助が、特に最も弱い人々の貧困及び飢餓を緩和すること等を目的とするよう、加盟国に対し奨励すること。
 - (3) 食糧援助に関連する問題に関する加盟国間の協力、調整及び情報の共有のための枠組みを提供すること。
- 2 加盟国は、開発途上国に対し、食糧又はこれに代わる現金をこの規約に定める年間量（以下「約束量」という。）を最小限度として供与する（我が国の約束量は、小麦換算量で30万トン）。
- 3 穀物（小麦、大麦等）又は米、穀物及び米の1次加工又は2次加工をした產品、豆類、食用油、根菜作物、脱脂粉乳、砂糖、対象となる產品の種子等は、この規約に基づき供与することができる。
- 4 この規約に基づく食糧援助は、経済協力開発機構の開発援助委員会（DAC）の一覧

表上の後発開発途上国、低所得国及び低中所得国並びに世界貿易機関（WTO）の食糧純輸入開発途上国に対して供与することができる。

- 5 加盟国の約束量に参入される食糧援助については、後発開発途上国に対して供与されるものは、すべて贈与の形態で行う。また、この規約に基づく食糧援助で贈与の形態により供与されるものの比率は、加盟国の抛出货量の80パーセントを下回らないこととする。
- 6 加盟国は、この規約による食糧援助に係るすべての取引を、生産及び商業的な国際貿易の通常の態様に有害な影響を及ぼすことを回避するように行う。
- 7 加盟国は、食糧援助委員会（以下「委員会」という。）に対し、自国が行う抛出の量、内容等に関して、定期的及び適時に報告を提出する。
- 8 委員会は、この規約のすべての締約国で構成され、この規約の規定を実施するために必要な決定を行い、かつ、必要な任務を遂行する。委員会の決定は、コンセンサス方式によって行う。
- 9 この規約は、所要の条件が満たされた場合には、1999年（平成11年）7月1日に効力を生じ、条件が満たされなかった場合には、批准書、暫定的適用宣言等を寄託した政府は、効力を生ずることを全会一致の合意によって決定することができる。
- 10 この規約は、所要の条件の下で、2002年（平成14年）6月30日まで効力を有する。

なお、この規約は、政府間会合の決定により、本年7月2日に効力を生じた。また、我が国は本年6月25日に暫定的適用宣言を行った。

1999年7月21日に国際コーヒー理事会決議によって承認された1994年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件（閣条第2号）（先議）

【要 旨】

世界のコーヒーの価格の安定及び需給の均衡を図ることを目的として作成された「1962年の国際コーヒー協定」は、その後累次にわたる更新及び有効期間の延長を経て1994年（平成6年）3月に作成された現行の「1994年の国際コーヒー協定」に引き継がれ、本年9月30日に有効期間が終了することとなっていた。

このことを踏まえ、国際コーヒー理事会は、本年7月、コーヒーに関する国際協力を継続するとともに、国際コーヒー理事会における新たな協定の交渉のために時間的余裕を与えることを主たる目的として、現行協定の有効期間を2年間延長することを決議した。

国際コーヒー理事会によって決議された「1994年の国際コーヒー協定の有効期間の延長」の主な内容は次のとおりである。

- 1 1994年の協定の有効期間を2001年（平成13年）9月30日までの2年間延長する。
- 2 延長された協定は、一定の要件が満たされた場合には、1999年（平成11年）10月1日に効力を生ずることとし、要件が満たされなかった場合には、関係国政府は、延長された協定を引き続き効力を有すべきものとするか否か等に係る決定を行うために会合する。
- 3 延長された協定を自国の国内法令に従って暫定的に適用する旨の通告は、1999年（平成11年）9月30日までに行われることを条件として、有効期間の延長を受諾する旨の通告と同等の効力を有するものとみなす。

なお、延長された協定は、本年10月1日に効力を生じなかったため、本年11月29日に関係国政府間会合が開かれることとなっており、本年9月24日に暫定的適用の通告を行

っている我が国は、この会合に参加する予定である。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第67号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 参事官等俸給表の俸給月額及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて引き上げる（指定職及び本省庁課長級職員を除く。）。
- 2 防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に支給する学生手当の月額を10万7,600円（現行10万7,400円）に引き上げる。
- 3 営舎外居住を許可された自衛官に支給する営外手当の月額を5,820円（現行5,720円）に引き上げる。
- 4 一般職の職員の給与に関する法律別表第9が別表第10に繰り下げられることに伴い、規定の整備を行う。
- 5 本法律は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。ただし、4については、平成12年1月1日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・条 約（2件）

番 号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
1	1999年の食料援助規約の締結について承認を求め るの件	参	11. 11. 8	11. 11. 15	11. 11. 18 承 認	11. 11. 19 承 認	11. 11. 24 外 務	11. 12. 8 承 認	11. 12. 9 承 認
2	1999年7月21日に国際コーヒー理事会決議によって 承認された1994年の国際コーヒー協定の有効期間 の延長の受諾について承認を求めるの件	〃	11. 8	11. 15	11. 18 承 認	11. 19 承 認	11. 24 外 務	12. 8 承 認	12. 9 承 認

・内閣提出法律案（1件）

番 号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
67	防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正 する法律案	参	11. 11. 8	11. 11. 10	11. 11. 11 可 決	11. 11. 12 可 決	11. 11. 12 安全保障	11. 11. 18 可 決	11. 11. 18 可 決

(5) 委員会決議

——ペルー国軍人による日本人学生殺害事件に関する決議——

平成9年10月、ペルー国軍人十数名によって、日本人学生2名がアマゾン川流域で殺害され所持金品を強奪された。

本件については、ペルー国政府により迅速に事件が解明され、司法手続による刑事罰及び民事賠償の判決が確定し、未だ賠償金は支払われていないが、厳罰が適用されたところである。

しかし、殺害者はいずれもペルー国軍所属の正規の軍人であり、その任務執行中に敢行された本件犯罪は、ペルー国政府が責任をもって誠実に対応すべきものである。

よって、政府は、日本・ペルー間の友好関係に特段の配慮を払うとともに、在外邦人保護の趣旨を十分に踏まえ、外交上の適切な措置を講じ、ペルー国政府による相応の慰藉の措置が遺族に対し速やかになされるよう最善を尽くすべきである。

右決議する。